

# 山梨県公報

号外第二十九号

平成二十七年

四月三日

金 曜 日

## 目 次

### 選挙管理委員会

- 山梨県議会議員一般選挙の執行……………一
- 山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者……………二
- 山梨県議会議員一般選挙において山梨県選挙管理委員会書記が駐在して職務する場所……………三
- 山梨県議会議員一般選挙において候補者等が山梨県選挙管理委員会にする届出等の受付場所……………三
- 山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場所及び日時……………四
- 山梨県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日……………五
- 山梨県議会議員一般選挙において開票事務を選挙会事務に併せて行う選挙区……………五
- 山梨県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所(十七件)……………五
- 山梨県議会議員一般選挙における選挙区の選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時(十七件)……………七

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十五号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十六年法律第百二十五号)第一条第一項の規定により山梨県議会議員一般選挙を次のとおり執行する。

平成二十七年四月三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

- 一 選挙の期日 平成二十七年四月十二日
- 二 選挙すべき議員の数

選挙区	議員数
西八代郡	一人
南巨摩郡	二人
中巨摩郡	一人
南都留郡	二人
甲府市	九人
富士吉田市	二人
都留市・西桂町	二人
山梨市	二人
大月市	一人
韮崎市	一人
南アルプス市	三人
北杜市	二人
甲斐市	三人
笛吹市	三人
上野原市・北都留郡	一人
甲州市	二人

中央市

一人

山梨県選挙管理委員会告示第三十六号

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十七年四月三日

山梨県選挙管理委員会  
委員長 成澤 秀仁

選挙区名	選挙長		職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
西八代郡	山梨県甲府市丸の内二丁目十五番十五号	成澤 秀仁	山梨県笛吹市一宮町下矢作三百九十二番地	武井 俊人
南巨摩郡	山梨県北杜市長坂町長坂上条二千五十六番地一	中村 良二	山梨県南アルプス市小笠原千二百番地十三	渡邊 文昭
中巨摩郡	山梨県甲斐市竜王新町二千三百四十二番地	中込 まさ彦	山梨県南アルプス市西野百八十二番地	小野 富夫
南都留郡	山梨県笛吹市石和町市部八百二十二番地十六	古屋 隆雄	山梨県甲府市住吉五丁目四番二号	村松 茂樹
甲府市	山梨県甲府市山宮町二千七百五十一番地	今井 晃	山梨県甲府市下飯田一丁目一番十五号	三井 和子

富士吉田市	山梨県富士吉田市 中曽根三丁目五番八号	大森 好正	山梨県富士吉田市 下吉田八丁目二十一番一号	渡邊 勲
都留市・西桂町	山梨県都留市桂町 千七十五番地	天野 正夫	山梨県都留市中央 一丁目二番十八号	三枝 理悌
山梨市	山梨県山梨市一町 田中九百六十番地の三	窪田 豊	山梨県山梨市三富 川浦千六百九十六番地	岡部 佳高
大月市	山梨県大月市七保 町葛野二千五十九番地	鈴木 紀男	山梨県大月市梁川 町綱の上千三百九十五番地	杉本 幸夫
韮崎市	山梨県韮崎市穂坂 町三之蔵五千二百四十六番地	中澤 定茂	山梨県韮崎市大草 町若尾八百四十一番地	根岸 正己
南アルプス市	山梨県南アルプス市 市上高砂千三十五番地	清水 紀久雄	山梨県南アルプス市 市榎原七百九十四番地七十	飯島 四郎
北杜市	山梨県北杜市明野 町下神取百四十八番地	新海 博恭	山梨県北杜市大泉 町谷戸四千四百四十一番地三	三井 高秀
甲斐市	山梨県甲斐市中下 条千五百四番地一	堀内 克一	山梨県甲斐市下今 井千六百二十九番地	今村 元巳
笛吹市	山梨県笛吹市春日 居町小松九百二十	生原 英喜	山梨県笛吹市石和 町河内千四十番地	望月 治徳

	八番地		十二	
上野原市・北都留郡	山梨県上野原市上野原千八十四番地	山川 新平	山梨県上野原市四方津七百四十九番地	小俣 梅男
甲州市	山梨県甲州市塩山上於曾千八百四十七番地二	吾妻 治久	山梨県甲州市大和町初鹿野千六百十二番地	佐藤 照幸
中央市	山梨県中央市今福新田四百五十三番地	塩島 武雄	山梨県中央市布施千六百四十七番地	石川 光造

**山梨県選挙管理委員会告示第二十七号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙における市の選挙区（都留市・西桂町選挙区及び上野原市・北都留郡選挙区を含む。）において、山梨県選挙管理委員会書記が駐在して執務する場所は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

選挙区名	山梨県選挙管理委員会書記が駐在して執務する場所
甲府市	山梨県甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市役所本庁舎
富士吉田市	山梨県富士吉田市下吉田六丁目一番二号 富士吉田市立産業会館
都留市・西桂町	山梨県都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所
山梨市	山梨県山梨市小原西八百四十三番地 山梨市役所西館

大月市	山梨県大月市大月二丁目六番二十号 大月市役所
韮崎市	山梨県韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市役所
南アルプス市	山梨県南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市役所
北杜市	山梨県北杜市須玉町大豆生田九百六十一番地一 北杜市役所
甲斐市	山梨県甲斐市篠原二千六百十番地 甲斐市役所竜王庁舎
笛吹市	山梨県笛吹市石和町市部七百七十七番地 笛吹市役所本館（ただし、平成二十七年四月四日から平成二十七年四月十一日までは、市役所市民窓口館一階一〇一会議室とする。）
上野原市・北都留郡	山梨県上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市役所
甲州市	山梨県甲州市塩山上於曾千八十五番地一 甲州市役所
中央市	山梨県中央市白井阿原三百一番地一 中央市役所田富庁舎

**山梨県選挙管理委員会告示第二十八号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙において、候補者等が山梨県選挙管理委員会にする届出等の受付場所は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

届出事項等	受付場所
選挙事務所設置（異動）届 出納責任者選任（異動）届 選挙運動事務員等の届	郡の選挙区にあつては、山梨県選挙管理委員会事務局 市の選挙区（都留市・西桂町選挙区及び上野原市・

選挙運動の公費負担の届	北都留郡選挙区を含む。)にあつては、当該市の市役所(ただし、富士吉田市にあつては富士吉田市立産業会館)
選挙運動に関する収支報告書	山梨県選挙管理委員会事務局

山梨県選挙管理委員会告示第三十九号

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成澤秀仁

選挙区名	場 所	日 時
西八代郡	山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県庁	平成二十七年四月十四日 午前九時
南巨摩郡	山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県庁	平成二十七年四月十四日 午前九時三十分
中巨摩郡	山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県庁	平成二十七年四月十四日 午前十時
南都留郡	山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県庁	平成二十七年四月十四日 午前十時三十分
甲府市	山梨県甲府市青沼三丁目五番四十四号 甲府市総合市民会館	平成二十七年四月十二日 午後九時
富士吉田市	山梨県富士吉田市下吉田八百八十六番地 富士吉田市立下吉田中学校屋内運動場	平成二十七年四月十二日 午後九時

都留市・西桂町	山梨県都留市上谷二丁目一番一号 都留市役所	平成二十七年四月十三日 午前十時
山梨市	山梨県山梨市下石森七百一番地 山梨市総合体育館	平成二十七年四月十二日 午後九時十五分
大月市	山梨県大月市大月二丁目七番四十三号 大月市立大月東小学校屋内運動場	平成二十七年四月十二日 午後九時十五分
韮崎市	山梨県韮崎市本町四丁目九番二号 韮崎市営体育館	平成二十七年四月十二日 午後九時十分
南アルプス市	山梨県南アルプス市寺部七百二十番地 南アルプス市若草体育館	平成二十七年四月十二日 午後九時
北杜市	山梨県北杜市高根町村山北割百番地 北杜市高根体育館	平成二十七年四月十二日 午後九時十五分
甲斐市	山梨県甲斐市篠原二千七百二十八番地二十 甲斐市竜王武道館	平成二十七年四月十二日 午後九時
笛吹市	山梨県笛吹市八代町南四百五十七番地 笛吹市若彦路ふれあいスポーツ館	平成二十七年四月十二日 午後九時
上野原市・北都留郡	山梨県上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市役所	平成二十七年四月十三日 午前十時
甲州市	山梨県甲州市塩山上於曾千八十五番地一 甲州市役所	平成二十七年四月十二日 午後九時
中央市	山梨県中央市白井阿原千七百四十番地八十 中央市立田富市民体育館	平成二十七年四月十二日 午後九時

**山梨県選挙管理委員会告示第四十号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により、公職の候補者がポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

ポスターを掲示することができる日 平成二十七年四月三日

**山梨県選挙管理委員会告示第四十一号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙において、次の選挙区の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成二十七年四月三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

甲府市選挙区

富士吉田市選挙区

山梨市選挙区

大月市選挙区

韮崎市選挙区

南アルプス市選挙区

北杜市選挙区

甲斐市選挙区

笛吹市選挙区

甲州市選挙区

中央市選挙区

**山梨県議会議員一般選挙西八代郡選挙区選挙長告示第一号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の西八代郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙西八代郡選挙区

選挙長 成 澤 秀 仁

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

（ただし、平成二十七年四月三日午前八時三十分から午後五時までに限り、山梨県西八代郡市川三郷町市川大門千七百九十番地三市川三郷町役場とする。）

**山梨県議会議員一般選挙南巨摩郡選挙区選挙長告示第一号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の南巨摩郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙南巨摩郡選挙区

選挙長 中 村 良 二

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

（ただし、平成二十七年四月三日午前八時三十分から午後五時までに限り、山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢七百七十一番地二山梨県南巨摩合同庁舎とする。）

**山梨県議会議員一般選挙中巨摩郡選挙区選挙長告示第一号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の中巨摩郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙中巨摩郡選挙区

選挙長 中 込 ま さ 久

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

（ただし、平成二十七年四月三日午前八時三十分から午後五時までに限り、山梨県中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地二昭和町役場とする。）

**山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区選挙長告示第一号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の南都留郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区

選挙長 古 屋 隆 雄

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

（ただし、平成二十七年四月三日午前八時三十分から午後五時までに限り、山梨県都留市田原三丁目三番三号山梨県南都留合同庁舎とする。）

**山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区選挙長告示第一号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲府市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区

選挙長 今 井 晃

山梨県甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市役所本庁舎

**山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区選挙長告示第一号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の富士吉田市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区

選挙長 大 森 好 正

山梨県富士吉田市下吉田六丁目一番二号 富士吉田市立産業会館

**山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区選挙長告示第一号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の都留市・西桂町選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区

選挙長 天 野 正 夫

山梨県都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所

**山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区選挙長告示第一号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の山梨市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区

選挙長 窪 田 豊

山梨県山梨市小原西八百四十三番地 山梨市役所

**山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区選挙長告示第一号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の大月市選挙区における選挙

長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区

選挙長 鈴木 紀 男

山梨県大月市大月二丁目六番二十号 大月市役所

**山梨県議会議員一般選挙韮崎市選挙区選挙長告示第一号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の韮崎市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙韮崎市選挙区

選挙長 中 澤 定 茂

山梨県韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市役所

**山梨県議会議員一般選挙南アルプス市選挙区選挙長告示第一号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の南アルプス市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙南アルプス市選挙区

選挙長 清水 紀 久 雄

山梨県南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市役所

**山梨県議会議員一般選挙北杜市選挙区選挙長告示第一号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の北杜市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙北杜市選挙区

選挙長 新 海 博 恭

山梨県北杜市須玉町大豆生田九百六十一番地一 北杜市役所

**山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区選挙長告示第一号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲斐市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区

選挙長 堀内 克一

山梨県甲斐市篠原二千六百十番地 甲斐市役所竜王庁舎

**山梨県議会議員一般選挙笛吹市選挙区選挙長告示第一号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の笛吹市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙笛吹市選挙区

選挙長 生原 英喜

山梨県笛吹市石和町市部七百七十七番地 笛吹市役所本館

**山梨県議会議員一般選挙上野原市・北都留郡選挙区選挙長告示第一号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の上野原市・北都留郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙上野原市・北都留郡選挙区

選挙長 山川 新平

山梨県上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市役所

**山梨県議会議員一般選挙甲州市選挙区選挙長告示第一号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲州市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙甲州市選挙区

選挙長 吾妻 治久

山梨県甲州市塩山上於曾千八十五番地一 甲州市役所

**山梨県議会議員一般選挙中央市選挙区選挙長告示第一号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の中央市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙中央市選挙区

選挙長 塩島 武雄

山梨県中央市臼井阿原三百一番地一 中央市役所田富庁舎

**山梨県議会議員一般選挙西八代郡選挙区選挙長告示第二号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の西八代郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙西八代郡選挙区

選挙長 成澤 秀仁

一場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

二日時 平成二十七年四月九日 午後五時二十分

**山梨県議会議員一般選挙南巨摩郡選挙区選挙長告示第二号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の南巨摩郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙南巨摩郡選挙区

選挙長 中村 良二

一場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

二日時 平成二十七年四月九日 午後五時四十分

**山梨県議会議員一般選挙中巨摩郡選挙区選挙長告示第二号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の中巨摩郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙中巨摩郡選挙区

選挙長 中込 まさ彦

一場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

二日時 平成二十七年四月九日 午後六時

**山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区選挙長告示第二号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の南都留郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区

- 一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁
- 二 日 時 平成二十七年四月九日 午後六時二十分

**山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区選挙長告示第二号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲府市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区

- 一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市役所本庁舎
- 二 日 時 平成二十七年四月九日 午後五時十分

**山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区選挙長告示第二号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の富士吉田市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区

- 一 場所 山梨県富士吉田市下吉田六丁目一番二番二号 富士吉田市立産業会館
- 二 日 時 平成二十七年四月九日 午後五時三十分

**山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区選挙長告示第二号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の都留市・西桂町選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区

- 一 場所 山梨県都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所
- 二 日 時 平成二十七年四月九日 午後五時三十分

**山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区選挙長告示第二号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の山梨市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区

- 一 場所 山梨県山梨市小原西八百四十三番地 山梨市役所西館
- 二 日 時 平成二十七年四月九日 午後五時三十分

**山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区選挙長告示第二号**

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の大月市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区

- 一 場所 山梨県大月市大月二丁目六番二十号 大月市役所
- 二 日 時 平成二十七年四月九日 午後五時二十分

**山梨県議会議員一般選挙韮崎市選挙区選挙長告示第二号**



平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の葦崎市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙葦崎市選挙区

選挙長 中澤定茂

一場所 山梨県葦崎市水神一丁目三番一号 葦崎市役所

二日時 平成二十七年四月九日 午後五時三十分

### 山梨県議会議員一般選挙南アルプス市選挙区選挙長告示第二号

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の南アルプス市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙南アルプス市選挙区

選挙長 清水紀久雄

一場所 山梨県南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市役所

二日時 平成二十七年四月九日 午後五時三十分

### 山梨県議会議員一般選挙北杜市選挙区選挙長告示第二号

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の北杜市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙北杜市選挙区

選挙長 新海博恭

一場所 山梨県北杜市須玉町大豆生田九百六十一番地一 北杜市役所

二日時 平成二十七年四月九日 午後五時三十分

### 山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区選挙長告示第二号

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲斐市選挙区において、公

職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区

選挙長 堀内克一

一場所 山梨県甲斐市篠原二千六百十番地 甲斐市役所竜王庁舎

二日時 平成二十七年四月九日 午後五時三十分

### 山梨県議会議員一般選挙笛吹市選挙区選挙長告示第二号

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の笛吹市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙笛吹市選挙区

選挙長 生原英喜

一場所 山梨県笛吹市石和町市部七百七十七番地 笛吹市役所市民窓口館

二日時 平成二十七年四月九日 午後五時三十分

### 山梨県議会議員一般選挙上野原市・北都留郡選挙区選挙長告示第二号

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の上野原市・北都留郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙上野原市・北都留郡選挙区

選挙長 山川新平

一場所 山梨県上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市役所

二日時 平成二十七年四月九日 午後五時三十分

### 山梨県議会議員一般選挙甲州市選挙区選挙長告示第二号

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲州市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二

項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙甲州市選挙区

選挙長 吾妻 治久

一 場所 山梨県甲州市塩山上於曾千八十五番地一 甲州市役所

二 日時 平成二十七年四月九日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙中央市選挙区選挙長告示第二号

平成二十七年四月十二日執行の山梨県議会議員一般選挙の中央市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

山梨県議会議員一般選挙中央市選挙区

選挙長 塩島 武雄

一 場所 山梨県中央市白井阿原三百一番地一 中央市役所田富庁舎

二 日時 平成二十七年四月九日 午後五時三十分